

時にその生命の贖をエホバにたてまつるべし是ハ人の數ふる時にあたりにて彼等の中に災害のあらざらんためなり凡て數へらるゝ者の中に入る者ハ聖所のツケルに遵ひて半ツケルを出すべしツケルハ二十ツケルなり即ち半ツケルをエホバにたてまつるべし凡て數へらるゝ者の中に入る者即ち二十歳以上の者ハ二ホババ獻納物をなすべし汝らの生命を贖ふためにエホバに獻納物をなすべし汝らより富者も半ツケルより多く出すべからず貧者も其より少く出すべからず汝らイスラエルの子孫より贖の金を取てこれを幕屋の用に供ふべし是ハエホバの前にイスラエルの子孫の記念となりて汝らの生命を贖ふべしエホバはモーセに告て言たなり汝また銅をもて洗盤をつくりその臺をも銅になして洗ふことのために供へ之を集會の幕屋と壇との間お置てその中に水をいれ給へばイスラエルの子孫は死に就て手足を洗ふべし彼等ハ集會の幕屋に入る時に水をもて洗ふことを爲て死をまぬかるべし亦壇おちのづきてその職を火祭をエホバの前お焚く時お然すべし即ち斯うの手足を洗ひて死を免かるべし是ハ彼のうの子孫の代々常に守るべき例なりエホバはモーセに言たまひける汝また重立たる香物を取れ即ち淨洗藥五百ツケル香しき肉桂の半二百五十ツケル香しき高蒲二百五十ツケル桂枝五百ツケルを聖所のツケルお遵ひて取り又檳榔の油一ヒツを取べし汝これをもて聖濯膏を製べしすなはち葯物を製る法もまたおひて香膏を製るべし是ハ聖濯膏なるなり汝これを集會の幕屋と律法の櫃お塗り案どうのもんくの黒具、燈臺どうのもんくの黒具および香壇並に燔祭の壇どうのもんくの器具および洗盤どうの臺も塗べし汝是等を聖めて至聖と云むべし凡てこれお押る者ハ聖くならん汝アロンとどのの子等に膏をりよぎて之を立て彼らをして我お祭司の職をなさ云むべし汝イスラエルの子孫お

- 百三十一節 五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 百三十二節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 百三十三節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 百三十四節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 百三十五節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

告ていふべし是ハ汝らが代々我が爲お用ふべき聖濯膏なり是ハ人の身に灌ぐべからず汝等また此膏をもて是お等き物を製るべからず是ハ聖し汝等これを聖物となすべし凡て之お等き物を製る者凡てふれを餘人につくる者ハ人の民の中より絶るべしエホバ、モーセに言たまひく汝アロン、ツケレハ、ペナの香物を取りその香物を淨し乳香に相おますべしその量ハ各等からしむべきなり汝ふれを以て製るべし即ち葯物を製る法もまたおひてこれをもて葯物を製り醃をこれおくは深く且聖らしむべし汝またその幾分を細に搗て我お汝に會ふところなる集會の幕屋の中おある律法の櫃これを供ふべし是ハ汝等おひて最も聖き者なり汝が製るとこの香ハ汝等その量をもてこれを自己のために製るべからず是ハ汝お爲いてエホバのために聖き者たるなり凡て是に均き者を製りてこれを噴ぐ者ハ人の民の中より絶るべし

第三十章 エホバ、モーセに告て言たまひける我エホバの支派のホルの子なるアロンの子ベサレエを名指て召し神の贖をこれに充てしめて智慧と了知と智慧と諸の類の工に長えり奇巧を盡して金、銀、および銅の作をなすことを得せしめ玉を切り抜り木に彫刻みて諸の類の工をなすことを得せしむ視よ我またエホバの支派のアヒサマの子アホリアを興へて彼ともあらざる凡て心に智ある者お我智慧を授け彼等を去て我お汝に命ずる所の事を盡くなさまじべし即ち集會の幕屋と律法の櫃、その上の贖罪所と幕屋の諸の黒具、祭らびにその黒具、純金の燈臺どうの諸の器具、および香壇燔祭の壇どうの諸の黒具、洗盤どうの臺、供職の衣服、祭司の職をなす時に用ふるアロン聖衣およびその子等の衣服 および濯膏、からびに聖所の馨しき香卓等を我が凡て汝に命ぜしむごとくは彼等製造すべきなり エホバ、モーセ

- 百三十一節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 百三十二節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 百三十三節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 百三十四節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 百三十五節 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

に告げられたまひけるは、汝イサエルの子孫に告げて言べし、汝等かならず吾安息日を守るべし、是れ我と汝等の間の代々の徴にして、汝等に我の汝等を聖からえむるエホバなるを知らしむる爲の者なればなり、即ち汝等安息日を守るべし、是れ汝等に聖日なれをなり、凡て之を潰す者、凡て之を殺さるべし、凡てその日に御作を成す人、その民の中より絶るべし、六日の間業をなすべし、第七日ハ安息にして、エホバに聖なり、凡て安息日に御作をなす者、凡て殺さるべし、斯イサエルの子孫ハ安息日を守り、代々安息日を厥へんは、永遠の契約あり、是ハ永久に我とイサエルの子孫の間の徴たるなり、其ハエホバ六日の中に天地をつくり、七日に休みて安息に入たまひたればなり、エホバソナイ山にて、モイセも語ること、を終たまひし時、律法の板二枚をモイセに賜ふは、石の板にして、神が手をもて書きたまひし者あり

第二十三節 一、板にモイセが山を下ることの遲きを見、民集りて、プロットの請に至り、之に言けるハ、起り、汝われらも、神を我儕のために作れ、其ハ我らをエホバの國より導き上りし、彼モイセ其人ハ如何にかりしか、知されば、あり、プロットの彼らに言けるハ、汝等の妻と息女等の耳にある金の環をとり、はづして、我手持きたれど、是に於て、民みな、その耳にある金の環をとり、はづして、プロットの請を持たせ、ければ、プロットを、彼等の手より取り、鏡鑿をもて、之が形を造りて、環を鑄なしたるに、人々言ふ、イサエルよ、是ハ汝をエホバの國より導き、のばりし汝の神なり、と、プロットを、汝を見るの、前に壇を築き、而して、プロットを告て、明日ハ、エホバの祭禮なり、と言ふ、是も、あいて、人衆、朝早く、起いで、燔祭を獻げ、酬恩祭を俱ハ、民坐して、飲食し、起て、應る、エホバ、モイセに言たまひけるハ、汝往て、下れ、汝の、エホバの地より、導き出せし、汝の民ハ、惡き事を行ふ、あり、彼等ハ、早くも、我が彼等に、命せし、道を、離れ、己の、ため、に、環を鑄かして、それを、拜み、其

出利十三年三月二日
 出利十三年三月三日
 出利十三年三月四日
 出利十三年三月五日
 出利十三年三月六日
 出利十三年三月七日
 出利十三年三月八日
 出利十三年三月九日
 出利十三年三月十日
 出利十三年三月十一日
 出利十三年三月十二日
 出利十三年三月十三日
 出利十三年三月十四日
 出利十三年三月十五日
 出利十三年三月十六日
 出利十三年三月十七日
 出利十三年三月十八日
 出利十三年三月十九日
 出利十三年三月二十日
 出利十三年三月二十一日
 出利十三年三月二十二日
 出利十三年三月二十三日
 出利十三年三月二十四日
 出利十三年三月二十五日
 出利十三年三月二十六日
 出利十三年三月二十七日
 出利十三年三月二十八日
 出利十三年三月二十九日
 出利十三年三月三十日

に犠牲を獻げて言ふ、イサエルよ、是ハ汝をエホバの國より導き、のばりし汝の神なり、と、エホバまた、モイセも言たまひけるは、我のこの民を、觀たり、禮よ、是ハ頂の強き民なり、然ハ、我を、屈るな、かれ、我らに、向ひて、怒を發して、彼等を滅し、盡さん、而して、汝をして、大なる國をなさん、と、モイセの、神、エホバの、面を、和めて、言けるは、エホバよ、汝など、彼の、大なる、權能、を、強き、手をもて、エホバの、國より、導き、いだしたまひし、汝の、民に、むかひて、怒を發したまふや、何ぞ、エホバ、人をして、欺言し、し、ひ、げん、や、曰く、彼、神を、くだして、彼等、を、山に、殺し、地の、面より、滅し、盡さん、と、彼等、を、導き、出せし、なり、と、然ハ、汝の、烈き、怒を、息め、汝の、民に、この、神を、下さん、と、せし、を、思ひ、直したまへ、汝の、僕、イサエル、イサエル、を、憐れ、み、た、ま、へ、汝は、自己、として、彼等に、誓ひて、我の、星の、ごとくに、汝等の、子孫を、増し、又、わが、言ふ、ごとくに、此の、地を、こゝろ、汝等の、子孫に、おゝ、た、て、永く、汝を、有たし、め、と、彼等に、言たまへ、と、モイセ、は、是に、おひて、ろの、民に、禱を、降ん、と、せし、を、思ひ、直したまへ、り、モイセ、す、あ、ち、身、を、轉、て、山、より、下、れ、り、か、の、律法、の、二枚、の、板、の、手、に、お、り、此、板、の、二、の、兩面に、文字、あり、即ち、此、面、にも、彼、面、にも、文字、あり、此、板、ハ、神の、作、なり、また、文字、ハ、神の、書、にして、板に、彫、つ、けて、あり、ヨシヤ、民の、呼、り、聲を、聞、て、モイセ、に、むかひ、營中、に、戰爭の、聲、すと、言、けれ、ん、と、モイセ、言、ふ、は、勝、關の、聲に、お、ら、ず、又、敗、北の、號、呼、聲、にも、あ、ら、ず、我、が、聞、こ、う、の、もの、ハ、歌、唱、ふ、聲、なり、と、却、て、モイセ、營、に、近、つ、く、に、及び、て、禮、と、舞、跳、を見、た、れ、バ、怒を、發、して、ろの、手、より、か、の、板を、擲、り、之、を、山、の、下、に、碎、け、り、而、して、彼、等、が、作、り、し、環、を、と、り、て、之、を、火、に、燒、き、碎、ぎ、て、縋、と、お、し、て、之、を、水、に、撒、ぎ、イサエル、の、子孫、を、之、の、ま、ま、と、し、三、モイセ、ハ、プロットに、言、ける、ハ、此、民、汝に、何、を、な、して、か、汝、か、れ、ら、に、大、なる、罪、を、犯、さ、せ、し、や、プロット、に、言、ける、ハ、吾、ま、よ、怒を、發、した、ま、ふ、勿、れ、此、民の、惡、なる、ハ、汝の、知、こ、う、なり、彼、等、わ、れ、に、言、け、ら、く、我、ら、を、導、く、神、を、わ、れ、ら

出利十三年三月三十一日
 出利十三年三月三十二日
 出利十三年三月三十三日
 出利十三年三月三十四日
 出利十三年三月三十五日
 出利十三年三月三十六日
 出利十三年三月三十七日
 出利十三年三月三十八日
 出利十三年三月三十九日
 出利十三年三月四十日
 出利十三年三月四十一日
 出利十三年三月四十二日
 出利十三年三月四十三日
 出利十三年三月四十四日
 出利十三年三月四十五日
 出利十三年三月四十六日
 出利十三年三月四十七日
 出利十三年三月四十八日
 出利十三年三月四十九日
 出利十三年三月五十日
 出利十三年三月五十一日
 出利十三年三月五十二日
 出利十三年三月五十三日
 出利十三年三月五十四日
 出利十三年三月五十五日
 出利十三年三月五十六日
 出利十三年三月五十七日
 出利十三年三月五十八日
 出利十三年三月五十九日
 出利十三年三月六十日
 出利十三年三月六十一日
 出利十三年三月六十二日
 出利十三年三月六十三日
 出利十三年三月六十四日
 出利十三年三月六十五日
 出利十三年三月六十六日
 出利十三年三月六十七日
 出利十三年三月六十八日
 出利十三年三月六十九日
 出利十三年三月七十日
 出利十三年三月七十一日
 出利十三年三月七十二日
 出利十三年三月七十三日
 出利十三年三月七十四日
 出利十三年三月七十五日
 出利十三年三月七十六日
 出利十三年三月七十七日
 出利十三年三月七十八日
 出利十三年三月七十九日
 出利十三年三月八十日
 出利十三年三月八十一日
 出利十三年三月八十二日
 出利十三年三月八十三日
 出利十三年三月八十四日
 出利十三年三月八十五日
 出利十三年三月八十六日
 出利十三年三月八十七日
 出利十三年三月八十八日
 出利十三年三月八十九日
 出利十三年三月九十日
 出利十三年三月九十日
 出利十三年三月九十一日
 出利十三年三月九十二日
 出利十三年三月九十三日
 出利十三年三月九十四日
 出利十三年三月九十五日
 出利十三年三月九十六日
 出利十三年三月九十七日
 出利十三年三月九十八日
 出利十三年三月九十九日
 出利十三年三月百日

のために作れ其の我らをエジプトの國より導き上り去れ我々に
はわいて我凡て金をもつ者其の金をとりはつせと彼等に言ければ即ち我らと我れを火
に投られ此價出されりよモ一七世民を慮るに難事にして難事にして難事に事をなさ
められ彼等りの敵の中に嘲笑とされるなり 茲にモ一七世の營の門に立ち凡てエホバを歸する者我らに
來れと言ければレビの子孫みな集りてかれに至る モ一七世すなり彼等に言けるハイスラエルの神ニホ
ハ刺言たまふ汝等かの一劍を擡たへて門より門と營の中を徹處此處に行めりて各人々の兄弟を殺し
各人々の伴侶を殺し各人々の郷人を殺すべしとレビの子孫すなりちモ一七世の言のぶどくに爲たれば
の日民凡三千人殺されたり是に於てモ一七世言ふ汝等かの一子の子をもうる兄弟をも願すして今日
ホバに身を獻げ而して今日福禮を得よ 明日モ一七世民に言けるハ汝等ハ大なる罪を犯せり今我エホバの
許わしりゆかんとす我ら各人の罪を贖ふを得ることもあらん 茲にモ一七世すなりちエホバに歸りて言ける
ハ嗚呼この民の罪ハ大なる罪あり彼等各自己のため己の神を作れり 然らば彼等の罪を赦した
まへ然亦バ願くハ汝の書えたる書の中より吾名を抹さるたまへ 茲にモ一七世お言たまひけ
るは凡てわれに罪を犯す者をバ我れをわが書より抹さらん 然も今往て民を我が故につげたる所に導
けよ吾使者汝に先だちて往らん但しわが罰をおこなふ日には我れから罰を罰せん 茲にモ一七世すなりち民を
撃たせり是りはかれら憤を造りたるか因らば即ちアロンこれを造り去なり
茲にエホバハモ一七世お言たまひけるハ汝と汝がエジプトの國より導き上り去れ此を起し
て我がアブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を汝の子孫お與へんと云しもの地に上るべし 我の一の僕

ナ三六〇九
ナ三六〇四
ナ三六〇三

ナ三六〇二
ナ三六〇一

ナ三六〇〇
ナ三五九九

ナ三五九八
ナ三五九七

ナ三五九六
ナ三五九五

ナ三五九四
ナ三五九三

ナ三五九二
ナ三五九一

ナ三五九〇
ナ三五八九

ナ三五八八
ナ三五八七

ナ三五八六
ナ三五八五

ナ三五八四
ナ三五八三

ナ三五八二
ナ三五八一

ナ三五八〇
ナ三五七九

を遣して故に先だちしめん我カナン人、アモリ人、ヘブライ人、エジプト人を逐はらひ
ちらをして智と營の跡をく地おひたらまひべし我の汝の中にをりてハ其の上と汝の強き民は
恐くハ我遂に汝を滅すにいたらん 民之の惡き告を聞て憂ひ一人もやうの欺師を身にたくる者なし
ホバハモ一七世に言たまひけるハイスラエルの子孫に言へ汝等ハ頂の強き民なり我も一刻も汝の中に
りて任バ汝を滅すにいたらん然バ今汝らの欺師を身より取すよ然せば我汝に爲べきことを知ん 是
をもてイスラエルの子孫ヘブライ山より以來の欺師を取すて居ぬ 茲にモ一七世幕屋を造りてこれを營の
外お張て營と遙に離れ去め之を集會の幕屋と名けたりてエホバに求むることある者ハ出ゆきて營の
外なるの集會の幕屋にいたる 茲にモ一七世の出て幕屋おいたる時ハ民みな起あがりてモ一七世が幕屋に
るまで各々その幕の門口に立てかれを見る 茲にモ一七世幕屋おいたる幕の柱にたてて幕の門口に立つ
してエホバハモ一七世ものいひたまふ 民みな幕屋の門口に雲の柱の立つを見れば民みな起て各人々の
幕の門口にて拜をなす 人々の友も言談おどくにエホバハモ一七世をわはせてものいひたまふ 茲
にモ一七世の天幕を歸りしがりの僕なる少者ノの子ヨシテ幕屋を離れざりき 茲にモ一七世、エホバに
言けるハ我ら今汝はこの民を導き上れと我に言たまひながら離を我どもに遣したまふかを我に去ら
せめたるハ手汝かつて言たまひけり我名をもて汝を知る汝はまた我前に恩を得たりと 然バ我も
に汝の目前に恩を得たらん汝れ道を我お示して我に汝を知らせ我をして汝の目前に恩を得せ
して安泰に存らえめん 茲にモ一七世エホバに言けるハ汝ももみづから行たまはす我備を此より上らまめた

ナ三五八〇
ナ三五七九

ナ三五七八
ナ三五七七

ナ三五七六
ナ三五七五

ナ三五七四
ナ三五七三

ナ三五七二
ナ三五七一

ナ三五七〇
ナ三五六九

七章十四節
 八章七節
 九章七節
 十章七節
 十一節
 十二節
 十三節
 十四節
 十五節
 十六節
 十七節
 十八節
 十九節
 二十節
 二十一節
 二十二節
 二十三節
 二十四節
 二十五節
 二十六節
 二十七節
 二十八節
 二十九節
 三十節
 三十一節
 三十二節
 三十三節
 三十四節
 三十五節
 三十六節
 三十七節
 三十八節
 三十九節
 四十節
 四十一節
 四十二節
 四十三節
 四十四節
 四十五節
 四十六節
 四十七節
 四十八節
 四十九節
 五十節
 五十一節
 五十二節
 五十三節
 五十四節
 五十五節
 五十六節
 五十七節
 五十八節
 五十九節
 六十節
 六十一節
 六十二節
 六十三節
 六十四節
 六十五節
 六十六節
 六十七節
 六十八節
 六十九節
 七十節
 七十一節
 七十二節
 七十三節
 七十四節
 七十五節
 七十六節
 七十七節
 七十八節
 七十九節
 八十節
 八十一節
 八十二節
 八十三節
 八十四節
 八十五節
 八十六節
 八十七節
 八十八節
 八十九節
 九十節
 九十一節
 九十二節
 九十三節
 九十四節
 九十五節
 九十六節
 九十七節
 九十八節
 九十九節
 一百節

まふ勿れ 我ど汝の民どが汝の目の前に恩を得るとい如何にして知るべきや是汝が我儕どもに往た
 るひて我ど汝の民どが地の諸の民も異なる者となるに在らざるや エホバ、モ一セお言たまひけるひ
 汝が言るこの事も我爲ん汝んわが目の前も恩を得たれん亦我名をもて汝を知らざらんモ一セ願くは汝
 の樂光を我お示したまへと言ひけれん エホバ言たまひく我わの諸の善を汝の前に通らまめエホバの名を
 汝の前も宣ん我ん我ん恵んとする者を恵み憐れんとする者を憐れんや 又言たまはく汝んわが面を見ること
 あたらず我を見て生る人からざればなり 而してエホバ言たまひけるん我れ我れが過る時わが手をもて汝を蔽はん
 上に立べし 吾樂光其處を過る時に我れ我れが過る時わが手をもて汝を蔽はん 而
 してわが手を除く時汝わが背後を見るべし吾面は見るべきにあらざる
第二十四章 茲にエホバ、モ一セに言たまひけるん汝石の板二枚を前のでとくに所て作れ汝が碎き
 し彼の前の板にありし言を我の板に書さん 語朝までに準備をなし朝の中おモ一セ山上の嶺に
 於て吾前に立て 誰も汝どもにも上るべからず又誰も山の中に居べからず又その山の前にて羊や牛を牧
 ふべからず 莫一せすかち石の板二枚を前のでとくに所て造り朝早く起て手に二枚の石の板をとりエ
 ホバの命じたまひしごとくにモ一セ山上のぼりゆけり エホバ雲の中おありて降り御どもも其處に立
 ちてエホバの名を宣たまふ エホバすなはら彼の前を過て宣たまはく エホバ、エホバ憐れん我れ我れ
 怒るごとの運く恩恵と眞實れ大なる神 恩恵を千代まで 施し惡と過と罪とを赦す者又罰すべき者を心
 必ず赦すことをせず父れ罰を子わ報ひの子に報いて三四代におよぼす者 莫一せ急ぎ地も躬を鞠めて
 拜し 言けるん エホバ、我れ我れも汝の目れ前も恩を得たらん願くは主我儕れ中おいまして行たまへ是れ頂

六章十四節
 七章七節
 八章七節
 九章七節
 十章七節
 十一節
 十二節
 十三節
 十四節
 十五節
 十六節
 十七節
 十八節
 十九節
 二十節
 二十一節
 二十二節
 二十三節
 二十四節
 二十五節
 二十六節
 二十七節
 二十八節
 二十九節
 三十節
 三十一節
 三十二節
 三十三節
 三十四節
 三十五節
 三十六節
 三十七節
 三十八節
 三十九節
 四十節
 四十一節
 四十二節
 四十三節
 四十四節
 四十五節
 四十六節
 四十七節
 四十八節
 四十九節
 五十節
 五十一節
 五十二節
 五十三節
 五十四節
 五十五節
 五十六節
 五十七節
 五十八節
 五十九節
 六十節
 六十一節
 六十二節
 六十三節
 六十四節
 六十五節
 六十六節
 六十七節
 六十八節
 六十九節
 七十節
 七十一節
 七十二節
 七十三節
 七十四節
 七十五節
 七十六節
 七十七節
 七十八節
 七十九節
 八十節
 八十一節
 八十二節
 八十三節
 八十四節
 八十五節
 八十六節
 八十七節
 八十八節
 八十九節
 九十節
 九十一節
 九十二節
 九十三節
 九十四節
 九十五節
 九十六節
 九十七節
 九十八節
 九十九節
 一百節

我ど汝の民どが汝の目の前に恩を得るとい如何にして知るべきや是汝が我儕どもに往た
 るひて我ど汝の民どが地の諸の民も異なる者となるに在らざるや エホバ、モ一セお言たまひけるひ
 汝が言るこの事も我爲ん汝んわが目の前も恩を得たれん亦我名をもて汝を知らざらんモ一セ願くは汝
 の樂光を我お示したまへと言ひけれん エホバ言たまひく我わの諸の善を汝の前に通らまめエホバの名を
 汝の前も宣ん我ん我ん恵んとする者を恵み憐れんとする者を憐れんや 又言たまはく汝んわが面を見ること
 あたらず我を見て生る人からざればなり 而してエホバ言たまひけるん我れ我れが過る時わが手をもて汝を蔽はん
 上に立べし 吾樂光其處を過る時に我れ我れが過る時わが手をもて汝を蔽はん 而
 してわが手を除く時汝わが背後を見るべし吾面は見るべきにあらざる
第二十四章 茲にエホバ、モ一セに言たまひけるん汝石の板二枚を前のでとくに所て作れ汝が碎き
 し彼の前の板にありし言を我の板に書さん 語朝までに準備をなし朝の中おモ一セ山上の嶺に
 於て吾前に立て 誰も汝どもにも上るべからず又誰も山の中に居べからず又その山の前にて羊や牛を牧
 ふべからず 莫一せすかち石の板二枚を前のでとくに所て造り朝早く起て手に二枚の石の板をとりエ
 ホバの命じたまひしごとくにモ一セ山上のぼりゆけり エホバ雲の中おありて降り御どもも其處に立
 ちてエホバの名を宣たまふ エホバすなはら彼の前を過て宣たまはく エホバ、エホバ憐れん我れ我れ
 怒るごとの運く恩恵と眞實れ大なる神 恩恵を千代まで 施し惡と過と罪とを赦す者又罰すべき者を心
 必ず赦すことをせず父れ罰を子わ報ひの子に報いて三四代におよぼす者 莫一せ急ぎ地も躬を鞠めて
 拜し 言けるん エホバ、我れ我れも汝の目れ前も恩を得たらん願くは主我儕れ中おいまして行たまへ是れ頂

